

平成31年度

第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会

会議録

平成31年度 第1回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 平成31年4月24日（水）午後2時00分～午後3時35分 |
| 開催場所 | 茨木市役所南館8階中会議室 |
| 会長 | 小田会長 |
| 出席者 | <p>【協議会委員】 小田委員、望月委員、丸山委員、河相委員、大北委員、佐田委員、肥田委員、山田委員、川口委員</p> <p>【市職員】 健康福祉部 : 北川部長、北達理事 福祉指導監査課 : 中尾課長、女鹿指導監査係長 長寿介護課 : 重留課長、鍋谷課長代理 相談支援課 : 竹下課長、中島参事、中林推進係長、中村相談二係長</p> <p>【地域包括支援センター】 種子田、中澤、山根、藤井、阪本、島田、馬場、古川、倉町、加藤、藤岡</p> |
| 欠席者 | 井元委員、中島委員、岩永委員 |
| 傍聴者 | 7人 |
| 議題 | <p>(1) 会長及び会長職務代理者の選出報告案件 【資料1】</p> <p>(2) 説明事項 案件1 地域包括支援センター運営協議会について 【資料2】 案件2 地域包括支援センターの新体制について 【資料3】</p> <p>(3) 報告案件 案件1 地域包括支援センターの事業報告・計画について (内容) 平成30年度事業報告・平成31年度計画について 【資料4】</p> <p>(4) 審議案件 案件1 地域密着型サービスの指定について (内容) ①整備状況の報告 【資料5】 ②指定2件 ハピネス・デイサービス 【資料6-1】 一花 【資料6-2】</p> <p>(5) その他の案件 今後の予定・連絡事項等</p> |

| | |
|--------|--|
| 資 料 | 会議次第 配席表 |
| | 資料 1 茨木市附属機関設置条例 |
| | 資料 2 地域包括支援センター運営協議会について |
| | 資料 3-1 総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制のイメージ |
| | 資料 3-2 H31年度茨木市地域包括支援センター一覧表 |
| | 資料 4 茨木市地域包括支援センター・平成30年度事業報告・ 平成31年度事業計画 |
| | 資料 5 第7期地域密着型サービス整備状況について |
| | 資料 6-1 別冊 指定地域密着型サービス事業者の指定について |
| | 資料 6-2 別冊 指定地域密着型サービス事業者の指定について |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
| 事務局（中島） | <p>定刻となりましたので、ただいまから茨木市地域包括支援センター運営協議会委員の委嘱式を開会いたします。</p> <p>早速ではございますが、委嘱状の交付をいたします。委嘱状の交付につきましては、お一人ずつお渡しするのが本意ではございますが、進行の都合もあり、大変恐縮ではありますが、お手元に置かせていただいております。御確認のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1、茨木市附属機関設置条例及び茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則を御確認ください。</p> <p>本協議会は、この条例に定められた市の附属機関として設置し、運営方法等の詳細は規則で定めておりますので、また御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>皆様の任期は、同規則第4条に定められるとおり、2年です。本年4月1日から平成33年3月31日までとなります。</p> <p>引き続きまして、健康福祉部長の北川から、御挨拶を申し上げます。</p> |
| 事務局（北川） | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいま、紹介いただきました茨木市健康福祉部長の北川でございます。</p> <p>運営委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日ごろから本市の市政の各般にわたりまして、とりわけ高齢者の施策の推進にそれぞれのお立場から温かい御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>またこのたび、地域包括支援センター運営協議会議員の就任をお願いしましたところ、皆様には何かと御多忙のところにもかかわらず、快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>この地域包括支援センター運営協議会でございますが、センターの公平性、中立性の確保や、センターの適切な運営、さらに地域密着型サービスの</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>適切な運営や確保のために設置しておりまして、今日まで各委員の方々から貴重な御意見を頂戴しているところでございます。</p> <p>地域包括支援センターは、介護保険法に定められました機関でありまして、本市の介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画に位置づけた総合相談等の専門的な事業を実施しておりまして、本市では平成18年度から保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを整備しておりまして、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うなど、高齢者支援の充実に努めておりまして、この4月からこれまで6センターであったものを11センターに拡充し、さらなる支援に努めているところでございます。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの基盤づくりの中心的役割を担う重要な機関でもありますので、引き続き市と連携し、活動の強化と充実に努めてまいりますので、センターの運営につきまして、委員の皆様方からも建設的な御意見等を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>結びになりましたが、委員の皆様におかれましては、今後も何かと御苦勞をおかけしますが、それぞれのお立場から御意見や御指導をいただけますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局（中島） | <p>ここで、各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の委員名簿と配席表をごらんください。</p> <p>委員名簿順に御紹介させていただきます。</p> <p>藍野大学医療保健学部看護学科教授の小田委員です。</p> |
| 小田委員 | <p>小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局（中島） | <p>梅花女子大学心理こども学部教授の井元委員、茨木市医師会理事の中島委員、茨木市歯科医師会理事の岩永委員は、本日欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、茨木薬剤師会会長の望月委員です。</p> |
| 望月委員 | <p>よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 事務局（中島） | 茨木市高齢者サービス事業所連絡会から丸山委員です。 |
| 丸山委員 | 丸山です。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局（中島） | 茨木市高齢者サービス事業所連絡会から河相委員です。 |
| 河相委員 | 河相です。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局（中島） | 部落解放同盟大阪府連合会茨木三支部連絡会議副議長の大北委員です。 |
| 大北委員 | 大北でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 |
| 事務局（中島） | 大阪司法書士会副会長の佐田委員です。 |
| 佐田委員 | 佐田でございます。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局（中島） | 介護保険サービス及び介護予防サービス利用者公募委員として肥田委員です。 |
| 肥田委員 | 肥田でございます。よろしく。 |
| 事務局（中島） | 第1号被保険者公募委員として山田委員です。 |
| 山田委員 | 山田でございます。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局（中島） | 第2号被保険者公募委員として川口委員です。 |
| 川口委員 | 川口です。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局（中島） | <p>なお、本日欠席の御連絡がありました、茨木保健所からオブザーバーとして立賀様にお越しいたきます。</p> <p>事務局職員及び各地域包括支援センター職員につきましては、配席表のとおりですので、また御確認をよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>これもちまして、委嘱式を終了いたします。</p> <p>それでは、茨木市地域包括支援センター運営協議会に移ります。</p> <p>本日は、委嘱後初めての会合でありますので、本協議会の会長が選出されるまでの間、健康福祉部長が議事を進行させていただきます。</p> |
| 事務局（北川） | <p>1 開会</p> <p>健康福祉部長の北川でございます。</p> <p>僭越でございますが、会長が選出されるまでの間、本会議を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから、平成31年度第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>まず初めに、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。</p> |
| 事務局（中島） | <p>本日は、運営協議会議員12人中9人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会設置規則第6条第2項により会議は成立いたしております。</p> |
| 事務局（北川） | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日、会議次第2の会長の選出についてを議題とさせていただきます。</p> <p>本協議会設置規則第5条第1項に、本協議会の会長は委員の互選により定めると規定されておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。</p> <p>望月委員。</p> |
| 望月委員 | <p>前協議会の会長でいらっしゃいます、藍野大学の小田委員に引き続きお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> |
| 事務局（北川） | <p>ただいま、小田委員を会長にとの声がございましたが、皆さん御異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局（北川） | <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということでございますので、それでは、小田委員を当協議会の会長として決定させていただきます。</p> <p>皆様、拍手で御確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、小田委員にこれから議長を進めていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 小田会長 | <p>御推薦をいただきました、小田でございます。引き続きということでございますが、会長職は司会、進行をつかさどるとというのが主な仕事でございます。各委員の皆様方がそれぞれのお立場から、自由闊達な御意見を表明いただけるようにできるだけ努めてまいりたいと考えております。どうか、御協力のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、次の議題であります、会長職務代理の選任に移りたいと存じます。</p> <p>本協議会設置規則第5条第3項の規定により、職務代理者は会長が指名するということになっておりますので、私のほうから指名させていただきます。</p> <p>会長職務代理者として、本日は御欠席ですが、井元委員にお願いしたく考えております。井元委員を指名いたします。ただし、井元委員は本日、御欠席でございますので、後日、私のほうから井元委員に御承諾をいただきたいと存じます。</p> <p>いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>拍手をもって確認させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次の定例の案件に入ります前に、協議会の運営に関し、公開の取り扱いについて、皆様方にお諮りしたいと存じます。</p> <p>従来から本協議会は、地域包括支援センターの運営及び地域密着型サービスの指定等について広く市民の理解を得るという観点から、会議は公開してまいりました。公開についての御了解を委員の皆様から頂戴してまいりました。今後につきましても、原則として公開とし、皆様にお諮りした上で公開することが不適切な事案が出た場合には、その際には非公開にしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>公開ということですので、ここで傍聴者の方々に入室させていただきます。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局（中島） | <p>それでは、事務局から傍聴者の状況について、御報告願います。</p> <p>本日は、7人の方の傍聴をいただいております。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議次第に従って、以下、会議を進めてまいりたいと存じます。</p> <p>最初に、説明事項というのがございます。</p> <p>地域包括支援センター運営協議会のそのものについて、最初の会合でございますので、事務局のほうから資料に基づいた御説明をお願いしたいと存じます。よろしく願います。</p> |
| 事務局（中林） | <p>相談支援課推進係中林と申します。よろしく願います。</p> <p>説明に当たって、資料2の地域包括支援センター運営協議会についてという資料をもとに、順を追って説明させていただきます。</p> <p>1番の介護保険法というところですが、地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46に定められておりまして、下3行目あたりからですけれども、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすると定められています。</p> <p>なお、本市では、2にあります茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を定めておりまして、次のページをめくっていただいて、3ページに条例をつけております。</p> <p>主なものを説明させていただきます。</p> <p>第2条基本方針の2のところですが、地域包括支援センターは、茨木市附属機関設置条例第2条の規定により設置された、茨木市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないとあります。</p> <p>また、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、第3条ですが、第1号被保険者65歳以上の方の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満をもとに下の1から3、保健師その他これに準ずる者1人、2、社会福祉士その他これに準ずる者1人、3、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を人数として原則定められています。</p> |

次のページの2に関しては、3,000人以下の単位の基準がこちらとなっております。

また前後しますけれども、資料2の運営協議会についてのところへ戻っていただきまして、3番の地域包括支援センターの設置運営についてというところでは、

厚生労働省の通知にあります中に、1番、地域包括支援センター運営協議会の目的としまして、センターにおける各業務の評価を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことであるとあります。

2の所掌事務の中の1番、センターの設置等に関する次に挙げる事項の承認に関すること。ア、センターの担当する圏域の設定。イ、センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定、またはセンターの業務の委託先法人の変更。ウ、センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施。エ、センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定。オ、その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項。以下、2から5まであります。

次のページに移りまして、要綱としましては、5ページに、茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱をつけております。この中で、第2の実施主体、包括的支援事業の実施主体は、茨木市とするとあります。

また、先ほどと少し重複するところがありますが、6ページに移っていただきまして、職員の配置に関しては、第1号被保険者の数が6,000人を超える場合は、おおむね2,000人ふえるごとに1人の職員を加えた員数とすると定めています。

9ページからは、平成31年度茨木市地域包括支援センター運営方針ということでつけております。この方針に基づいた事業報告を運営協議会でさせていただきますので、御意見、アドバイスをよろしくお願いいたします。

運営方針のところ、山田委員より事前の御質問をいただいている部分に関して、お答えさせていただきます。

運営方針の4番になりますが、災害等の被災者相談支援体制についてというところで、支援を希望する人々の登録者名簿は、市が作成されており配付されていますが、地域の民生児童委員以外に自治会や自主防災組織にも配られているのでしょうかというところで、御質問いただいております。

| | |
|------|--|
| | <p>各担当課に確認させていただきました。現在、民生委員や社会福祉協議会には配布をさせていただいておりますが、自治会や自主防災会の皆様には配布をいたしておりません。御意見の中に、公助には限界があると考えて、このような自助、共助が不可欠と思っていますという御意見をいただきましたが、御意見のとおり、市としては民生委員の皆様だけではなく、ほかの地域団体と協力して安全と安心を確保できるよう対応を検討していきたいと思っております。</p> <p>運営協議会の資料2の2ページに戻りまして、要領に茨木市地域ケア会議ガイドラインをつけさせていただきます。</p> <p>19ページになります。地域ケア会議の実施要領に定めている要領がありますが、それだけではわかりにくいところを運営協議会のアドバイスに基づいてガイドラインとして作成しており、以下、つけているものになります。運営協議会の説明については、以上です。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、御説明をいただきました内容について、確認を要すべき点や、さらに御意見や御質問などがございましたら、御発言いただきたいと思えます。マイクを回しますので、マイクを持って御発言をお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。何か御質問は事前のもの以外に何かこの時点で気になるような点とかも含めて、ございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。大北委員さん。</p> |
| 大北委員 | <p>大北です。</p> <p>この間、大阪府の地域福祉支援計画第4期を出したようでして、この中に地域包括支援センター及び協議会の役割を含めて、単発ですけど幾つか書いてあって、相談のための解決の地域福祉ネットワークをつくるということが言われていました。これは、介護保険一括関連法の中の三つの柱のうちの一つでもあるので、うちの地域のネットワークをどうするのかということをごどのようにお考えなのかということは聞いておきたいというふうに思っています。</p> <p>例えば、社協、隣保館、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーやとかスマイルサポーター、あるいは生活支援コーディネーターとの役割分担、あるいは地域包括支援センターがどのような役割で業務</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>小田会長</p> | <p>を展開し、この相談ネットワークのための核となるのか、そこをどのようにお考えしているのかというのが一つです。</p> <p>それともう一つは、先の3月の議会でしたかね。生活支援コーディネーターの役割の議論の中で、新しいネットワークの再編に取り組むということを抑っておられたので、その新しいネットワークの再編というのが、この地域包括支援センターのかわりの中でどのような役割を担うのかということだったんですね。</p> <p>それと三つ目は、住宅確保等の要支援者の関係の中で、地域包括支援センターと居住支援法人ですね、生活が関係する居住支援法人との関係の中で、どのような連携が取り組まれようとしてるのか、あるいは取り組んでおられるのか、一つ大きなテーマなので、その三つだけは、お聞かせいただけたらと考えています。</p> <p>それでは、3点について基本的な質問をいただきましたが、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。</p> |
| <p>事務局（竹下）</p> | <p>相談支援課長の竹下です。ネットワークの再編というのもこの地域包括支援センターの関連の中でも課題になっておりまして、本日お配りしてあります資料の3-1を一度開いていただけないでしょうか。</p> <p>この資料ですけれど、総合保健福祉計画ということで、平成30年3月に策定しまして、6年間の計画ということで定めています。この計画の中で大きな一つのテーマとなるのが、包括的支援体制の構築ということになります。この資料の右側の一番下の四角囲いのところに、ネットワークの再編ということ掲げております。これまで地域にはCSWがつくってきた健康福祉セーフティネット、この下四角の枠のちょっと上のあたりに書いてます、健康福祉セーフティネットがありまして、その中段に地区保健福祉センターとか書いてありますが、地域にさまざまなネットワークが存在しているという状況があります。この計画を策定するに当たって、地元のいろんな方々の御意見聞く中、やはり参加される方が同じ顔ぶれであったり、どういう機能、役割があるのかが見えにくいということで、整理統合の課題ができております。</p> <p>この下にあるとおり、大きく三つのネットワークがありまして、地域包括支援センターが開いております地域ケア会議がある。また、真ん中のコミュ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ニティソーシャルワーカーが開いてる健康福祉セーフティネットがある。もう一つ、生活支援コーディネーターが開く生活支援の部分の協議会、こういう構成体があります。ただ、同じような機能があれば全く違う役割をもって会議なり集まりをしてる部分もありますので、昔から立ち上がった健康福祉セーフティネットをどういう形でほかのネットワークの会議をかぶせたり整理したりというのを、この6年間をかけて関係機関、また関係課とともに見直しをしていくということで、この総合保健福祉計画では挙げております。</p> <p>本当は30年4月からこの整理統合の話の関係課で進める予定しておりましたが、震災の件もありましてなかなか整理がいきついていないというところになってます。この31年4月から本腰を入れて取り組まなければいけないと思っています。</p> <p>ただ、地域包括支援センターが担っている部分としては、もともとネットワーク自体が地域にいらっしゃるケアマネジャーの後方支援的な意味合いもあります。また、地域ケア会議については自立に向けたケアプランのケアマネジメント支援ということで、今後はそういう住民の介護予防、そういう自立に向けた支援のケア会議としての形に変わるのかなと思っています。</p> <p>次に、3月議会での生活支援コーディネーターとの今後ということになりますが、これもこれから整理統合、また役割分担、社会福祉協議会の地域担当職員の方の役割、それも集まってまた協議をしなければと思っていますところ です。</p> <p>次に3点目の、住宅確保に関する居住支援の法人、各包括の業務の中でそういう関係法人とのつながりはあるようですが、市の内部ではまだまだ居住部門との連携なり協力というのはこれからだと思っています。ただ、先日、居住部門、また都市政策部門のほうからもこういう地域のいろんな現状に合わせたさまざまな取り組み、また福祉との連携についての話もいただいているところですので、少しずつですが、そういう都市政策部門との連携のほうも考えていかなければという状況になっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 小田会長 | 大北委員さん、いかがでしょうか。 |
| 大北委員 | ありがとうございます。突然の質問にも関わらず、丁寧にお答えいただき |

| | |
|------|--|
| | <p>まして、感謝申し上げます。</p> <p>ただ、少し気になってまして、この1年、2年、フォーマルのサービスに対してインフォーマルなどをどうつくるのかという議論が重ならない限り、例えば、24時間は丸ごとという議論ができないということになっていて、そのためにインフォーマルをどうつくるのかという役割が、誰が主体になってつくるんですかということが、正直申し上げて茨木市の場合余り見えてこないというふうに思っています。直接、地域包括支援センター運営協議会の役割なのかということは議論もあるところだと思うんですけど、ただ地域ケア会議だとかいろんな意向を見ていたら、そのことも模索をしてるということであるので、ぜひとも生活支援コーディネーターとの連携等はしっかりとさせていただきたい。また、コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターとの関係と行政との関係の整理もできるだけさせていただきたいというのが二つ。それは、特に行政と地域包括支援センターの関係で、この場合いろんな意見を聞くんですけど、例えば、虐待のとらえ方に対する行政の甘さであったりとか、いろんなことがやっぱり指摘をされています。なかなか地域包括支援センターを支えていこうというような行政体制にはなっていないのではないのかという声も時々お聞きしたりします。そういう意味では、その体制もしっかりつくっていただきたい。あと、居住支援協議会を市としても福祉部サイドから、どっちかと言うと、まちづくりはずっと住宅と建築のサイドからずっときたんですよ。だけど、まちづくりの概念は福祉から始めるべきだとずっと思っていて、その意味では地域福祉計画はとても良いきっかけだったと思いますし、社会福祉法の改正もとても良いきっかけだったと思っていて、改めて居住支援協議会の結成については、ぜひとも福祉部のほうからこの地域包括ということではないので、本当に場違いな質問お許しいただきたいんですけど、ぜひともアプローチしていただけたらなと、これはお願いだけで結構です。ありがとうございます。</p> |
| 小田会長 | <p>御要望をお一人いただいて、これから検討の課題に含めていただきたいということでよろしゅうございますでしょうか。</p> |
| 大北委員 | <p>大北委員、よろしいでしょうか。</p> <p>結構です。ありがとうございます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 小田会長 | <p>ほかに、資料2までのところですが、その内容について御質問や確認したい点などございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日は時間も限られておりますので、説明事項をもう一点、今の説明に入らせていただきましたが、3の部分について、御説明を最初にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| 事務局（中村） | <p>相談支援課の中村です。</p> <p>資料3-1をごらんください。</p> <p>先ほども出ましたけれども、左側の14エリアと書いていますこの四角に囲った部分をご覧ください。右上に拡充としています。より住民に身近な地域で分野をまたがる相談であっても、丸ごと受けとめる体制を整備するため、平成31年度から地域包括支援センターを6カ所から11カ所設置しています。そして、2023年度までには14エリアの設置を目標としています。</p> <p>次に、資料3-2をごらんください。</p> <p>11カ所の地域包括支援センターの担当エリアや所在地、連絡先、職員体制などを表にあらわしたものです。下のほうにあります職員体制についてですけれども、保健師と主任介護支援専門員、社会福祉士、市の独自配置として介護支援専門員等であります。第1号被保険者数に基づき、職員配置規定数を職種の横に記載しています。新体制として11カ所の地域包括支援センターが関係機関と連携を図り、適切な運営が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>私からの報告は以上です。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>今年度から6センター体制から11センター体制に拡充されたという趣旨の御報告でございました。</p> <p>ただいまの御説明の内容について、御意見やあるいは御質問などの確認を要する点などございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>どうぞ、佐田委員さん。</p> |
| 佐田委員 | <p>委員の佐田でございます。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>先ほどの説明にもありましたけれども、セーフティネットワーク会議と地域ケア会議のことですけれども、実は権利擁護の観点から両方とも直接呼ばれて相談に乗ったことが何度かあります。セーフティネットワーク会議にしても地域ケア会議にしても、困りごとの発端というのが非常によく似通っていて、高齢者の問題から、例えば地域ケア会議で浮かび上がってきた問題がありますけれども、実際に、そこには8050問題のように障害者の息子、娘がいたり、あるいは虐待の問題があり、様々な話がいつも出てくるわけです。もちろん統合の話ということがこれからのテーマだろうということでしたけれども、これは大阪府の様々な審議会とかいっても福祉分野、私大阪市の社会福祉管理員もしておりますけれども、そこでもやはりそのようなことがお話として出てきます。今、大北委員が言われたように、誰がリードして、この問題は誰がそれを主催者となってこの会議を出すのか、あるいはセーフティネットワーク会議なのか地域ケア会議なのか、地域ケア会議で問題が浮かび上がってきたところ、やはりこれはセーフティネットワーク会議よりももっと幅広いものでないといけないかというようなこのつなぎとか、チェンジをするとか、そういったときに、一体誰が責任を持ってやられるのかなということをごどのようにお考えになってるのかをお聞きしたいです。</p> |
| 小田会長 | <p>市の現状についてお答えいただけますでしょうか。</p> |
| 事務局（竹下） | <p>先ほどのお答えとほぼ同じようにはなるんですけど、当初セーフティネットワークを中心に取り組んできたこともありまして、各それぞれの場でこのような会議を進めてきたところがあります。ただ、案件によったり、先ほどお話しした包括支援センターが目指す自立支援型のケアマネジメントであれば参加いただく方々も変わりますので、一番小さな単位であるセーフティネットワークでの会議は継続しながら、課題なり、また持っていく方向性によっては包括に引き継ぐ、生活支援コーディネーターに引き継ぐ形で、各主体が中心となり参加いただく方々の中で意見をいただくのかなと思っています。ただ、これもうまくまだ整理はできていないところはありまして、現状を見ながら整理はしていきたいと思っています。</p> |
| 小田会長 | <p>いかがでしょうか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 佐田委員 | <p>ありがとうございます。もう一つ聞きたいことがあります、どうしても私たちの業界で、専ら話の中心になっているのは、成年後見制度利用促進基本計画市町村版というのが非常にホットな話題になっておりまして、これは弁護士、司法書士、社会福祉士の共通のテーマでして、地域包括支援センターは、一つ成年後見に関するこの人にとっては必要だということの気づきは、一番最前線のセンターでして、ここで一つ見きわめてほしいんですね。今問題になってるのが、日常生活の支援事業とこの成年後見制度の見きわめなんですけれども、どちらも権利擁護の観点から判断能力がちょっと不十分な方を対象にしている、これは障害者も対象になってるわけなんですけれども、その見きわめ等をこれからどのようにしていくのかというのは、非常に大きなテーマだと思うんですが、その辺いかがお考えなのかなと思ったりもします。</p> |
| 事務局（中島） | <p>相談支援課参事中島といたします。</p> <p>見きわめるということについて、ケース対応の中では、日常生活自立支援事業を受けられてる方は、契約でなさってる分ですので、契約行為が難しくなってくる、また判断能力的に落ちてきているというふうな場合に成年後見制度の利用につなげていくという、見きわめとしてはそのようにさせていただいております。</p> |
| 小田会長 | <p>いかがでしょうか。さらに追加で何か補足されますでしょうか。</p> |
| 佐田委員 | <p>少し長くなるのでやめておきます。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの委員さんからは、資料3について何か質問ございませんでしょうか。</p> <p>説明事項は委員が顔ぶれが改まって最初の会合でございますので、地域包括支援センターの現状と今後の方針について、包括的な内容の御報告をいただいたわけでございます。これからも地域包括支援センターと、それから地域福祉全般にかかわる問題との関係については、いろいろと話題になる点が出てくるかと思えます。次の会議以降もいろいろと御質問もあろうかと思えますが、一応本日はこれまでの説明を前提としていただきまして、より具体</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局（中林）</p> | <p>的な会議次第上の報告案件と審議案件に移らせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議次第の（３）報告案件として、地域包括支援センターの３０年度の結果がまとまった事業報告と、それから今年度の計画について資料４に沿って御説明をまず拝聴したいと存じます。</p> <p>御説明のほうよろしくお願ひします。</p> <p>相談支援課推進係中林です。</p> <p>差替資料４の茨木市地域包括支援センター平成３０年度事業報告・平成３１年度事業計画に沿って説明させていただきます。</p> <p>説明に当たりまして、２ページ、３ページ開いていただきましたら、左手に３０年度の事業報告がありまして、右手に３１年度の事業計画書というふうにあります。包括支援センターの数が増えましたので、報告を行っているのは旧担当の小学校区であり包括支援センターです。計画書は新しく地区割りをした担当小学校区、そして地域包括支援センターとなっておりますので、担当小学校区とセンター名が少し異なるページが出てまいります。広域をもっていた包括が二つの包括にわかれる地域に関しては、３０年度の事業報告書については同じ報告書を左手につけておりますので、またページをめくっていくごとに一言添えさせていただきますが、今回はそのような並びになっているところを御了承ください。</p> <p>報告書、計画書の項目としましては、どこの包括にも総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務について報告と評価を報告書にあげていただいております。一番下に地域課題を挙げています。</p> <p>計画書も同じように項目に従って、重点計画と指標・目標値というのを記入しています。主に下の地域課題と取り組み方針のところを見ていただきまして、上の項目ごとの部分は、数値目標であったり、少し包括で特徴的なところをお話させてもらえればと思います。</p> <p>まずは、清溪、忍頂寺の小学校区に社会福祉協議会地域包括支援センターの事業報告書の一番下の地域課題と提言のところですが、清溪、忍頂寺は医療機関、買い物をするところ、集う場所が少なく行く手段もない。在宅で過ごす時間が長くなり要介護状態になることを早める原因となっている。地域</p> |
|----------------|---|

課題を把握し、地域住民と関係機関、行政のそれぞれができることを考え、地域づくりにつなげていくというところで、地域課題として挙げていただいております。

それに対して、こちらは新しい清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センターの事業計画書になりますが、下の取り組み方針として、そういった地域ニーズに応じて生活支援コーディネーターや在宅医療、介護連携窓口と連携を図る。高齢者が多い地域ということで、認知症を地域で支える見守り体制を構築するため、オレンジかふえの情報提供や徘徊模擬訓練を実施する等を計画方針に挙げていただいています。

そのために、新しい包括支援センターになりますので、総合相談支援業務の指標のところ、積極的に出向き、地域と統合理解を深めるというところであったり、権利擁護業務のところでも、サロンや地域活動や地域ケア会議などでさまざまな権利擁護の啓発活動を行うというような目標をあげています。

地域ケア会議に関しては、ほかの包括も皆さん今回は強化ポイントというところで、自立支援型の個別事例の検討であったりモニタリングを実施したり、そして、そこから地域課題の解決を目指した人間体制を築くというところをあげていただいています。清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センターに関しては、地域ケア会議を北圏域共同で委員会実施、エリア内で年3回以上実施というふうに目標値をあげていただいています。

次、4ページにいきまして、地域は山手台、安威・福井・耳原で、センターが地域包括支援センター天兆園になります。

地域課題としまして、災害の後、地域を循環され、南部に比べると北部には行政の目が向いていないとの指摘を住民から受けた、医療機関が少ない、また、総合病院の法人が移譲されるに当たり、無料低額診療がなくなったり、診察が縮小傾向など、住民の不安感が大きいという地域課題を挙げています。

それに対して、こちらの地域は同じく天兆園が包括支援センターになりますけれども、CSWや障害相談支援事業所と担当エリアが統一されたため、世代にかかわらず一体的な支援に取り組むと、昨年度も取り組んで来た地域ケア会議の形を大切にしながらも、課題解決・自立支援を目指した会議を実施するというふうに取り組み方針に挙げています。

地域ケア会議に関しては、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の2

段目のところになるんですけれども、指標・目標値として、北圏域全体で行う会議を年1回、個別課題解決会議を年7回と、強化ポイントでありますモニタリングも実施というところも挙げていただいています。

ほかにも、権利擁護業務のところ、複合課題ケースについて、地域ケア会議で6ケース以上取り扱うに当たり、下の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、ケアマネジャーの勉強会や、ケアプランセンターの訪問を実施することによって、ケアマネジャーの支援強化に努めるというふうに書いていただいています。

次、6ページ、7ページをめくりまして、豊川・郡山・彩都西の小学校区を地域包括支援センター常清の里が報告していただいています。

地域課題としては、交通手段が少なく、買い物や病院へ行きにくい地域である。家族で頑張り抱え込む傾向がある、課題が重度化してからの相談が多い、玄関等がオートロック化されている居住地が多い、高齢化率が高いということで課題を挙げていただいています。計画書の中で取り組み方針としては、市や地域住民と協力し介護予防の普及に努める、より小さい単位での地域住民への啓発に努める、オートロック等で外部からの対応が難しい地域がふえてきているので、市や関係機関と連携し、自助・互助が促進するよう働きかけるといふふうにあります。地域ケア会議の部分では年6回実施という目標値を挙げていただいています。

次に、8ページ、9ページ、太田・西河原、三島・庄栄、東・白川を茨木市地域包括支援センターエルダーが挙げてきていただいています。

地域課題に関しては、高齢者率が年々増加している、認知症、特に独居の高齢者が増加しているであったり、大阪北部地震後も金銭的に問題があり、修理せずに生活を継続している人がいる等の地域課題を挙げていただいています。

取り組み方針に関しては、今まで以上に高齢者のワンストップ窓口になれるよう、地域包括の周知徹底を図る、多様化する相談に即対応できるよう専門性を発揮していくという方針を挙げていただいています。

次、10ページ、11ページにいきますが、こちらもエルダーが挙げている報告書、先ほどの報告書と同じものをつけております。

東・白川を東・白川地域包括支援センターの担当になりますので、そちらの計画としては、先ほどの地域課題のある地域について、新しい包括ですので、地域住民への周知を行い、相談しやすい窓口のなるとともに、連携体制

を構築する、自立支援型地域ケア会議を定着させる、新しい連携先を少しずつ追加する等の方針を挙げていただいております。

12ページ、13ページ、こちらは春日・郡・畑田、沢池・西、春日丘・穂積の小学校区で、春日丘荘の担当包括になります。

地域課題の中では、中心市街地から離れており、交通の便が悪く、買い物や病院受診等の外出に困難が生じている、関係機関の意識は高く、連携がしやすい、けれども地域の立地状況に、活動・交流・連携を阻む要因があるというふうに地域課題を挙げています。

それに対して、こちらは春日・郡・畑田を春日・郡・畑田地域包括支援センターが担当しますが、取り組み方針の中で、新設開設の包括であるため周知、関係機関とも連携の構築を図る、西圏域で連携し地域課題を発見、地域づくり、資源開発を行う、自立支援マネジメントを実施するというような方針を挙げています。

14ページ、15ページ、こちらも春日丘荘で14ページは同じ報告書をあげています。

担当小学校の校区のうち、沢池・西、春日丘・穂積が同じく春日丘荘が引き続き包括となります。

取り組み方針の中では、地域ケア会議から地域課題を抽出し、課題解決に向けて社会資源を発掘する、高齢者の生活を支える場づくりを行う等の方針を挙げていただいております。

16ページ、17ページ、茨木・中条、大池・中津の小学校区で、社会福祉協議会地域包括支援センターが担当で、地域課題は、単身高齢者や高齢者世帯が増加傾向で、近隣との関係が希薄であり、問題が表面化しにくい、地域の担い手が高齢化してきており、後任となる人が少なく、いつまでも多くの負担を抱えながら活動している、より身近なところに集える場所が少ないというところで、地域課題を挙げています。

それに対して、同じく社会福祉協議会地域包括支援センターが取り組み方針として、地域に出向き、住民や関係機関に必要な情報を伝える機会をふやすことで、問題をできるだけ表面化させる、地域ケア会議を通して生活課題、地域課題を整理し、対応策を検討し、地域づくりに貢献する、要介護状態を予防し、できるだけ自立した生活ができるよう、それを支える仕組みづくりや人材育成に取り組むということで、方針を挙げていただいております。

次が、18ページ、19ページ、こちらも左の報告書は先ほどと同じく社

| | |
|-------------|---|
| <p>小田会長</p> | <p>会福祉協議会の報告書となっています。右に関しては、新しい包括でグリーンリーフ、大池・中津地域包括支援センターが大池と中津を担当します。</p> <p>取り組み方針の中には、地域住民が気さくに立ち寄れる環境をつくり、住民との関係を構築する、地域の介護支援事業所、サービス事業者との交流会を開催する、地域住民や介護支援事業所、サービス事業者の声を拾い、新たな活動、方針等を提案をするというふうの方針を挙げていただいています。</p> <p>次に、20ページ、21ページ玉櫛・水尾、玉島・葦原、天王・東奈良を包括支援センター葦原が報告していただけていますが、地域課題としては、大阪北部地震の被害によって、南茨木駅のエレベーター・エスカレーターが利用できなくなったり、スーパーが休業したりということで高齢者への影響が大きい、地震以降エリア内に更地がふえていて、今後の地域の変化に注意が必要である、高齢化マンションや高齢者世帯が増加して地域の担い手の交代が難しいというところを挙げていただいております、取り組み方針のところでは、こちら新しい包括で、玉櫛・水尾地域包括支援センターですが、取り組み方針の中に、地域ニーズに沿ったフォーマル、インフォーマルなサービスを随時提供できるように、社会資源を発掘していくと挙げていただけています。</p> <p>最後なんです、22ページ、23ページで、左は包括支援センター葦原の先ほどと同じ報告書があります。右側が、同じく地域包括支援センターですが、担当小学区校区が変わります。</p> <p>そこでの取り組み方針として、早期相談につながるように、高齢者の身近なところに出向き、包括の周知や関係づくりを行う、潜在的な問題の早期発見につなげる、地震以降、買い物に不便を感じている人に対し、休業中のスーパー近隣の店舗マップを今作成していただけています。</p> <p>済みません、長くなりましたが、以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>6センターから11センターに上がった移行の状況について御報告をいただきました。担当エリアを分割したところがありますので、実績と、それから今年度の計画と、ちょっとずれたところがあって資料がちよっと読みにくかったのかもしれませんが、丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>御説明の内容について、事前に御質問等いただけてる内容ですけれども、</p> |
|-------------|---|

| | |
|----------------|--|
| <p>山田委員</p> | <p>この場でただいまの御説明を通して何か御質問や、あるいは御意見ございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。山田委員さん。</p> <p>ご説明ありがとうございました。11地区の地域課題と提言（平成30年度事業報告）と取組方針（平成31年度事業計画）が挙げられています。11地区の共通課題と山間部や市街地等における地域性のある課題に分け、各々の取組方針と併せて整理されたら見やすく分かりやすいと思います。市行政の取り組みとしての優先順位（早く前に進める必要のある課題と取り組みの選択）や予算付け等に反映していくことが重要と思うからです。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>小田会長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>今回の資料は、11の地区別に30年度の実績と31年度の計画をお示しいただきました。これからその内容を分析していく、また、実績も蓄積される中で、地域をまたがって共通の課題、それから地域に特有の課題というのを事務局、またこういう協議会とかで分析しつつ、共通の課題に対しては予算措置をしていただくなり、何らかの対応をこの場で提案していくということになるかと思います。推測するに、そういう方針かと思いますがけれども、事務局のほうではそういうことでよろしいのでしょうか。</p> |
| <p>事務局（竹下）</p> | <p>御意見ありがとうございました。</p> <p>再度になりますが、資料3-1の計画の1枚の図面をご覧ください。</p> <p>ここの右側の中段、新規と書かれている枠の中を見ていただきたいんですけど、いろんなネットワークの機能としてはこのような形で地域課題のいろいろな状況を把握して発見し、共通の問題であれば、市のほうに上げていく機能をつくっていかねばならないところです。ただ、まだここが十分にできてなくて、地域ケア会議をやってるところで大分地域の状況なり課題の把握も各参加者からいただけるようにはなってきたんですが、今後はこういう地域で拾ってきた課題に対する解決策、先ほどの予算をつけて行政がやるべき事業としてのあり方、方向性の提示、体制の整備という形での流れをつくっていかねばならないと思っています。</p> <p>会長がおっしゃったとおり、この協議会でそういうふうな整理をした資料</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>をもってこの会議に関連する高齢者の分科会であったり審議会という会議もありますので、そういうほかの会議での説明なりができたらいいのかなと思ってるということです。</p> <p>以上です。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございます。山田委員さん、貴重な御提言をありがとうございました。</p> <p>ほかに、御質問や御意見などございませんでしょうか。</p> <p>はい、大北委員さん。</p> |
| 大北委員 | <p>私も今山田さんが言われました地域特性について非常に興味をもってまして、実は私は兼用団体の関係の中で部落問題を中心にして出させていたでいてということがございます。この間ずっと気になっていまして、例えば、地域の人たちのトラウマやとかステグマやとか、こういう議論が地域ケア会議の中でこの2年間ぐらい余り議論がされていないんです。それと、地域包括支援センターと現場間機能との連携やとか、例えば、相談業務における支援方策検討会のあり方へのアプローチ、つまり指導も含めたアプローチも多分福祉部サイドからはほとんど出ていない。つまり、ちょっときつい言い方をさせていただくと、地域特性をしっかりと見ようという気があるのかということ、少し疑問に思ってしまう。それは、例えば、府営住宅群でもそうですし市営住宅でもそうですけど、貧困が集積をする、いわゆる小田先生専門やと思いますけど、ジェントリフィケーションというような人口移動の中で、貧困が集積をした中における特別な課題をしっかりと見ていくということは、地域のエリアとしては物すごく大事なことなんです。</p> <p>この間の地震の中でも、私なんで居住支援法人との連携と言うたかということ、結局民間の老朽アパートが地震で潰れて、1万8,000円の家賃で次行くところがなくて、ここを探す対応は結局どこも対応できてなかったように思っていて、それは生活支援の中で極めて地域包括苦労したというふうに思っています。そういうところの地域特性やとかはしっかりとやらんとあかんというふうに思っていて、その辺のことがこれからという議論やったら余りにも寂しいんちゃうのという言い方をしたいと思ってるところが一つあります。</p> <p>それともう一つ、今の質問多分答えにくいとは思んですけど、もう一つ</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>小田会長</p> | <p>は、相談の件数を、ここにはない資料ですけど地域包括支援センターの相談件数一覧みたいなやつちょっと見せていただいたことがあって、幾つか気になってることがあって、統一した基準やフォーマットの中で件数把握をしてるのかどうかということが一つ。</p> <p>それと、長期的で継続的な相談事項に対する件数数え認知の方法がどうなってるのか。</p> <p>それともう一つは、このケースの対応についての、例えばネットワークで解決しますということももちろん大事なんでしょうけど、支援方策検討会のような方策を考えていくためのプロ集団の集まりみたいなことの仕掛けづくりはどこからやってるのか。解決のためのアプローチと、例えば、生活の頼むことにおけるインフォーマルなサービスで支えていくという、24時間型を対応する、この議論が何か余りされてないような気がしていて、その方針やとかはどうされてるのか。ちょっとその辺のことは具体的なことで本当に申しわけないんですけど、ぜひとも教えてほしいというふうに思ってるんです。</p> <p>それでは、お答えできる範囲で、それから2点目は件数の把握とその公表の仕方について。従来かなり高い数字を出していただいておりますが、今後協議会の中でどういう形でその情報を公開していただくのかですね。これらの点について、今お答えできる限りで結構ですが、お願いいたします。</p> |
| <p>事務局（竹下）</p> | <p>地域特性を把握して、各5つの圏域がどうなっているか、確かに委員のおっしゃるとおりで、ここを深めなければと思っています。ちょっと寂しいという言葉もいただいたところで、正直まだここが十分できてないところは反省すべき点だと思っています。これは、うち相談支援課にいる専門職含めて、市と包括と一緒にやっていかなければと思っていますところなんです。</p> <p>相談件数については、27年ごろ包括支援システムということで、包括の業務専用の相談件数を拾う市と直結したシステムを入れておまして、そこで一定のカウントの仕方のルールは決めて、各包括のほうで入力をしていただく仕組みをつくっております。ただ、まだ3年ほどしかたっておりませんで、大分ぶれがあったりもあって今修正中というところにはなっています。</p> <p>それから、虐待対応の件なんですけれども、支援方策となりましたら虐待が発生した時点で、各担当する包括支援センター、また市の担当のうちの相</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>談支援課の担当者が集まりまして、コア会議と、また必要であれば弁護士、司法書士のほうの専門相談ということで御意見をいただく形で、把握した時点で早急にそういう会議で虐待と判断すれば迅速に保護をするなり、分離をする、介入を図るということで、市の分担、包括の分担ということで手分けして対応しております。ときには施設内であれば指導監査課との協力、また長寿介護課とも協力しまして対応するケースというのもあります。一旦ケースを把握したのちは、定期的にレビュー会議という形をとりまして、そのケースを担当してます包括支援センターの担当者とうちと状況をモニタリングした結果等を踏まえて、継続するか終結にするかの判断をしながらケースをずっと追っかけてるということでの管理をしているところです。</p> <p>以上です。</p> |
| 小田会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>対応の現状について御報告をいただきましたが、それを踏まえて何か御提案があれば。よろしゅうございますか。</p> |
| 大北委員 | <p>これからぼちぼちと。ありがとうございます。もう時間やから。</p> |
| 小田会長 | <p>それでは、本件は報告案件という位置づけになっておりますので、一応資料に基づいた報告をしていただきまして、疑問の点は今ただしていただきました。ほかにございませんようでしたら、一応報告はこれから課題も少しあるだろうというような共通の認識を出したということで、次の残された時間で、審議案件というのがお一つ残っておりますので、ここに議論を進めさせていきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>それでは、審議案件、きょうは①と②、①のほうは整備状況の報告ということでございますので、何か意思決定していただくというわけではございませんが、昨日地域密着型サービスの事業者の指定については、市が指定する前に当協議会に一度、諮問という形ではありませんがこういう私ども意見を聞いていただくという仕事が地域包括支援センターにかかわる審議とは別でございます。この第二分野の当協議会の任務についての資料がございますので、まず最初の、現在の事業所の整備状況についてというところから御説明をお願いいたしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局（鍋谷）</p> | <p>長寿介護課の鍋谷と申します。</p> <p>私のほうから、資料5に基づきまして、地域密着型サービスの整備状況について御説明させていただきます。</p> <p>まず、2枚目のA4の紙で、地域密着型サービスとはというところを簡単に説明させていただきます。</p> <p>地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が介護度が重くなってもできる限り住みなれた地域で生活できるようにする目的で、創設されたサービスとなっております。これらにつきましては、地域の特性を生かし、地域の事情に則したサービスを提供するために事業所の指定や、監督のほうは市町村が行うということになっておりまして、利用のほうも市民のみの御利用となっております。</p> <p>サービスの種類につきましては、こちらの表にありますようなものがございます。</p> <p>そうしましたら、1枚目のほうのA3のカラー刷りのほうに戻っていただきまして、整備状況についてになります。左下のところですが、第7期の整備の計画目標数というところで、黒囲みしたこのうち、31年度につきましては、グループホームのほうが1カ所と小規模特養が1カ所の2カ所を計画目標としております。ただし、グループホームにつきましては、注釈の1番の右のところなんですけれども、計画のほうは1カ所だったんですけれども、先の地震に伴いまして、清福苑のほうが廃止になっております関係で、最大2カ所、9名のところを2ユニットという形での募集をしたいと考えております。</p> <p>右側の表が実際の整備予定の表になりまして、今年度につきましては、先ほど言いました小規模特養とグループホームにつきまして、来月5月9日に再公募の予定をさせていただいてる2カ所と、この後の審議案件である2カ所、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護の2カ所で合計4カ所の整備予定としております。</p> <p>説明のほう以上になります。</p> |
| <p>小田会長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>指定の具体的な案件に入る前の前提となる知識と現状について、まとめて御報告をいただきました。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局（女鹿）</p> | <p>ただいまの御説明に対する御質問や御意見はございませんでしょうか。</p> <p>1枚目にありますような計画で指定を市のほうで進めていただいているということです。計画外の申請もございますけれども、計画上のもの、計画外のもの合わせて指定の前段階で当協議会が意見を申し上げる、それに基づいて指定の作業を当局で進めていただくという流れでございます。</p> <p>資料5についてはいかがでしょうか。御質問等はございませんでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、早速具体的な内容の指定の案件について御審議をいただきたいと思います。</p> <p>資料6でございますが、まず1件ずつ、それとも2件一遍に説明していただけますか。</p> <p>それでは、2件まとめて資料の6-1、6-2合わせて御説明いただけますでしょうか。</p> <p>福祉指導監査課の女鹿と申します。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、私からは地域密着型サービス事業者の指定案件について、説明させていただきます。</p> <p>今回、2件の申請がありました。資料は、資料6-1と資料6-2の二つでございます。</p> <p>右肩に資料6-1と書いてある資料をごらんください。1ページ目から説明させていただきます。</p> <p>1ページ目は、事業所の概要について記載しています。</p> <p>1点目、事業主体ですが、法人名称はハピネス・カーサ株式会社です。法人所在地は豊能郡豊能町にあります。</p> <p>2点目、サービスの種類ですが、地域密着型通所介護です。地域密着型通所介護について説明します。この地域密着型通所介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。</p> <p>3点目の事業所の名称は、ハピネス・デイサービスです。</p> |
|----------------|---|

4点目、事業所の所在地は、茨木市永代町9番5-101号です。圏域としては、中央圏域になります。

5点目、事業開始年月日は、平成31年5月1日を予定しています。

6点目、利用者数は、利用定員1日10人です。

7点目は、建物の構造と事業に供する床面積を記載しています。食堂及び機能訓練室の合計面積は、42.45平方メートルで、基準上必要な面積、3平方メートル掛ける利用定員を満たしています。

8点目は、従業者の員数となっています。

9点目の、事業運営規程は、この資料の3ページから掲載しています。

10点目、食費は、食事代として650円、おやつ代を含みます。この食費については、運営規程にも掲載されております。

11点目、事業者の経歴ですが、平成26年から豊中市で訪問介護と居宅介護支援を運営する法人であり、平成31年5月1日から茨木市で地域密着型通所介護、通所介護相当サービスと居宅介護支援を運営するものです。

ページをめくっていただいて、2ページをごらんください。

地域密着型通所介護の主な人員、設備、運営基準とその適合状況を示しております。人員基準について、定員が10人以下ですので、看護職員の配置は必須ではありません。その他の基準について、地域密着型通所介護の指定基準をクリアしております。

3ページから7ページまで運営規程を掲載しております。3ページの第1条に事業の目的、第2条に運営の方針を記載しています。

ページをめくっていただいて、4ページの第4条に事業所の名称等、第5条に従業者の職種、員数及び職務の内容、第6条に営業日及び営業時間、第7条に利用定員を記載しています。利用定員は10名となっています。

5ページの第9条に利用料等を記載しています。第4項、食事の提供に要する費用として650円、おやつを含むとなっています。以下、7ページまで運営について記載しています。

8ページをごらんください。日常生活圏域でのハピネス・デイサービスの所在地を示しています。中央圏域にあります。

9ページをごらんください。ハピネス・デイサービスの周辺地図を掲載し、ハピネス・デイサービスの所在地を四角で黒塗りしております。阪急電鉄茨木市駅から北へ徒歩約3分のところにあります。今回、新規に開設予定の事業所については、4月16日に現地調査を行い、地域密着型通所介護の設備

基準を満たすことを確認しております。

以上が、地域密着型通所介護の指定案件についての説明です。

続いて、西圏域で指定申請のありました、認知症対応型通所介護の案件について説明させていただきます。

右肩に資料6-2と書いてある資料をごらんください。

1点目、事業主体ですが、法人名称は株式会社遊里です。茨木市に所在する法人です。

2点目、サービスの種類ですが、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護です。それぞれのサービスについて説明します。

認知症対応型通所介護は要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援認定を受けた認知症である利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すサービスです。

3点目、事業所の名称は一花です。

4点目、事業所の所在地は茨木市下穂積三丁目10番11号の2です。圏域としては西圏域となります。

5点目、事業開始年月日は、平成31年5月1日を予定しています。

6点目、利用者数は利用定員1日12人です。

7点目は、建物の構造と事業に供する床面積を記載しています。食堂及び機能訓練室の合計面積は、37.82平方メートルで、基準上必要な面積3平方メートル掛ける利用定員を満たしています。

8点目は、従業者の員数となっています。

9点目の、事業所の運営規程は、3ページ以降に掲載しています。

10点目、食費は食事代として500円、おやつ代を含みます。この食費については運営規程にも記載されております。

11点目、事業者の経歴ですが、平成30年12月に設立された法人であ

| | |
|-------------|---|
| <p>小田会長</p> | <p>り、平成31年5月1日から茨木市で認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を運営するものです。</p> <p>ページをめくっていただいて、2ページをごらんください。</p> <p>掲載しておりますとおり、認知症対応型通所介護の指定基準をクリアしております。特養等に併設されていない単独型として指定申請されています。あわせて指定を受ける介護予防認知症対応型通所介護については、同一の事業所で一体的に運営されるため、同じく基準をクリアしているものとみなします。</p> <p>3ページから9ページまでは、運営規程を掲載しております。</p> <p>3ページの第1条に事業の目的、第2条に運営の方針を記載しております。</p> <p>ページをめくっていただいて、4ページの第4条に事業所の名称等、第5条に職員の職種、員数及び職務の内容を記載しています。</p> <p>5ページの第6条に営業日及び営業時間、第7条に利用定員を記載しています。利用定員は12名となっています。第8条に事業の内容、第9条に利用料等を記載しています。</p> <p>ページをめくっていただいて、6ページの第3項第3号に食事の提供に要する費用として500円、おやつ代を含むとなっています。以下、9ページまで運営について記載しています。</p> <p>10ページをごらんください。日常生活圏域での一花の所在地を示しています。西圏域にあります。</p> <p>11ページをごらんください。一花の周辺地図を掲載し、一花の所在地を四角で黒塗りしております。茨木市立春日丘小学校の南側、大阪府立茨木西高等学校の東側にあります。今回、新規に開設予定の事業所については、4月17日に現地調査を行い、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の設備基準を満たすことを確認しております。</p> <p>以上が、地域密着型サービス事業者の指定案件についての説明です。よろしく御審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今、通いで介護を提供するデイサービス、1件は認知症に特化したものですけれども、計画外ではございますが、指定された場合にはデイサービスの供給量を増やすという内容になります。いずれの申請についても、法令上の</p> |
|-------------|---|

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局（中島）</p> | <p>要件は満たしているという御報告でございました。</p> <p>資料の御説明につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。</p> <p>指定に先立って何か確認をすべき点などがございましたら、この際お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>法令上の問題はないようでございます。あと、実質的に見て何か不都合な点などがなかったら、従来は指定の申請については高齢化も進んでおりますので、サービス供給量もそれなりに増やしていく必要があるかという背景のもとに、大体指定の申請は適当であると、指定していただいて結構であるというような結論をいただくことが多かったですけれども、本日の2案件についてはいかがでございましょうか。</p> <p>これは審議案件ですので、結論をこの場を出していただいて、それに基づいて市で後の作業していただくことになります。</p> <p>それでは、二つの案件とも指定が妥当であるということを当協議会の結論としてよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この意見に従って、あと所定の手続を事務当局のほうでお進めいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p> <p>これで、審議案件は終わりました。</p> <p>最後に、その他、今後の予定等についてという案件がございますが、事務局のほうから何か御報告がございますでしょうか。</p> <p>右肩に当日資料と書いてあります、平成31年度地域包括支援センター運営協議会スケジュールについてという資料を御参照いただけますでしょうか。</p> <p>今年度につきましては、このスケジュールに沿って開催を予定しております。今回は7月24日水曜日に開催したいと考えております。場所は、きょうと同じ南館8階中会議室での予定です。また、このスケジュールのうち12月16日の予備日ですけれども、これは先ほどにもありました事業所の指定案件がありましたら開催したいと考えておりますので、御予定のほどよろしくお願いいいたします。第3回目の運営協議会のときにはお知らせできるかと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
|----------------|---|

| | |
|------|--|
| 小田会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>お聞きのとおり、今回は7月24日ということで、時間も大体14時からということでよろしいですね。</p> <p>それでは、委員の皆様方、粹取りをあらかじめお願いしたいと存じます。</p> <p>詳細につきましては、後日事務局のほうから御通知申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上で、本日の予定、議題、議事運営については全て終了でございます。</p> <p>長時間にわたりまして、委員の皆様方には御協力をいただきまして、無事に終えることができました。ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、終了いたします。</p> |
|------|--|